

通商産業委員會議録第五十三号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 多武良哲三君 理事 中村 幸八君

理事 山手 満男君 理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義昭君 土倉 宗明君

永井 要造君 南 好雄君

村上 勇君 加藤 謙造君

横田基太郎君

出席政府委員

外務政務次官 石原幹市郎君

通商産業政務次官 本間 俊一君

通商産業事務官 記内 角一君

(通商産業局長) 葦澤 大義君

(通商産業事務官) 松尾 金藏君

(通商産業事務官) 官(中小企業) 松尾 金藏君

(通商産業事務官) 官(振興部長) 松尾 金藏君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した事件

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(南好雄君外二十二名提出、衆法第六一號)

鉄鋼政策に関する件

○中村委員長 これより會議を開きます

本日は昨日に引続き、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、これを許します。

す。今澄勇君。

○今澄委員 私はこの法案の審議を通じて、大体提出者の意図するところを十分了とすることができまして、提出者に一言お聞きしたいのは、機械の新設の制限であるとか、あるいは利子の補給であるとか、あるいは本格的な中小企業者を守るべき具体的効果のある問題が、当初議題に上つておつたけれども、これがこの法案の中から消え去つたそのいきさつ並びにこれらの問題を実現するには、どういふ点において反対意見が出たのであるかという点について、ひとつ法案提出者から簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○南委員 今、今澄さんからこの法案の提出前における経過の話をしようというお話でございますが、私たちがこの法案をつくる際におきましては、中小企業の振興のために、少しでも肉づきになるという意味合いにおきまして、調整組合の行つた金融事業に対して、政府が予算の範囲内において可及的に利子の補給なりとするのが一つと、もう一つは、どういふふうにかつて、関係方面と十分折衝いたしたのでございます。しかしながら、この法案は二箇年しか期間を持つていない短かい法案でございます。それが比較的長期にわたるだろうと見られる金融事業を行つて、しかもそれに対して政府が利子補給をするというものは、法案の内容として少しそぐわぬ点があるのじやないか。さらに利子補給の内容に参りますと、いかに法案中の規定が予算の範囲内と申しましても、財政法その他の

点から見ますと、計上された予算を、この法律で利子補給の基準に従つてわけて行くという行き方をすれば、財政上政府を拘束しないといふのりくつは通るが、そうでない場合においては不確定な歳出についての法律的強制になりまして、財政当局としても立場上非常に困る。もし予算補正がありますれば、その際において実施行つた事業についての確定金額、金融事業に對して何は補給するかを大体見当を踏んで、予算をとつてやるという行き方の方が適當である。こういう意見も出ましたために、利子補給の方は、この際この法案の中に入れても、今後われわれの努力によりまして、中小企業の安定、振興のために予算上の措置をなして、そうしてこの法案を改正して行く。そうなりますと別に法案を改正しなくても、中小企業に対しては、利子補給が現実的にできるといふ見通しを得ましたので、その中から利子補給の面を削除したような次第であります。なお二十七條の通商産業大臣の勅告にどうしても従わず、調整組合の所期の目的が達せられないような場合におきまして、もしも省令をもつて設備の制限並びに数量の制限等を実施するやうな場合には、今まで設備のある人でさえも相當の制限を受けて、ようやく市場の安定が得られる、そういう場合に、だれでもかつてにまた事業ができるということになりますと、従前の営業者の犠牲のもとにおいて新しい営業者が利益を得る。もし事業を現実にする面になりますと、すぐに通

産大臣の命令に従つて當然設備の制限をやるということになります。ところが、この際にもだんだん資本をそろいうところ投資させまして、新たに営業をなさうという人に不測の損害を与えることにもなるのであつて、理論上当然二十八條あたり、少くとも通産大臣が業界安定のために省令をもつて一般的制限をするやうな場合におきましては、その期間を限つてでも営業の許可制をしくのがあたりまえじやないかといふ必然的の議論にもなるのであります。現段階においてはそこまで考えなくとも別表に指定せられましたやうな業種につきましては、すでに今おる業者といへどもへとへになつておつて、倒産相次ぐやうな状態でありまして、多少の市況の安定がありまして、その市場を攪乱してまでも新しい業者が出るなどということは、現実の問題としてあり得ないやないかといふやうな議論も出ましたために、そういう情勢の起るおそれがある場合においては、やはり法律を改正して行きたい。

中小企業の安定につきましても、最初から万全を期するやうな考え方よりも、この法律ができた経過にもかんがみまして、完全を期して進んで行つた方がよい、こういう意見も一部にありましたために、二十八條に期間を限つて新しい営業者に対して許可制度をしくという條項を落したやうな次第であります。

○今澄委員 私は大体この法案の根本的なねらいが不明瞭であると思ふ。これらの中小企業者を具体的に守るため

には、一連的な政府の中小企業対策並びに金融機關の整備統合をはかるとともに、新設の生産設備制限あるいは利子の補給等々の財政的な裏づけを入れた法律でありたい、かように私は思ひます。

次に、この法案の提出者が、るる苦心を重ねてこの法案を今国会に出したことについては敬意を表するのでございませう。しかしながら今の説明では、何がゆえに既存業者の企業整備的なことを行い、しかも新設には法的に何ら制限を加わらないのか、これは三歳の童子といへどもわかることである。この法律には提出者の考えというよりは、むしろほかから圧力が加つたものであらうと私は思ふのであります。この際中小企業庁の振興部長から、この新設の制限や利子補給の問題等については政府としてはどのようなお考えであるかお聞きしておきたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 ただいま御質問のございました二点につきましては、提案者御自身からのお話がございます通りであると思ひます。現実の問題といたしまして、利子補給の規定は、なるほどこの法案と関連いたしまして、そういう意味のことがございまして、はけつこうであります。現実の問題として予算措置が十分講ぜられれば、特にこの法律にそういう規定がなければできないという筋のものでもございませうし、そういう關係は今後の問題として残されて行くであらうと私は承知いたしております。

設備制限、新規開業の制限の問題は、現実の問題としてこういう特定の業種についてただちに新規開業が殺倒して来るというようなことは事実上その予想できないだろう。そういう際に新規開業の許可制——いわばかつてありましたような状況と条件は違つておるかもしれませんが、一種の企業許可制を暫定的といへどもよくような形になることは現状において必ずしも懸念ではなからうというような意見があつたように伺つております。提案者の御説明と私も大体同様の考えを持つておるのでございます。

○今委員 剛才の点については同僚議員の質問で大体十分尽しておりますので、私は新設の機械の設備制限並びに利子補給の問題については、この法案にほんとうの生命を吹き込むという意味において、どうしてもこの二つをこの中に盛り込まなければ、この法律案が中小企業安定の法律ではあり得ないという点について納得ができません。ちやうど繊維局長も見ておられるが、これについては繊維関係で新たな機械の設備制限等を政府が命ずるということになれば、どういふ方面に具体的な支障を生ずるかという点についてひとつ御説明を願いたいと思ひます。

○配内府委員 これはただいまの設備制限を実行する場合の支障の問題でございますが、一つは法律的に、法律に根拠がなければできないということでありまして、これは国会の御審議を煩わすばかりに方法がないと思ひます。もし法律ができた場合に、それを実行に移すことが適當であるかどうかという点になつて参るわけでありまして、

が、現在におきましても、たとえば金融措置によつて新しく繊維関係において設備をする場合におきましては、合成繊維でありましても、あるいは一部の染色繊維であるとか、特殊なものは外は長期資金を出さないという通達があり、一般的ではあります。特に繊維品も含めて出しておるものであります。自己資金でやる以外には金を借りて仕事をやるという道は現在封ぜられておるものであります。私もとしては支障がないというように考えておるのであります。

○今委員 それで私は中小企業庁の方にこの際閣議に御質問をしておきたいのであります。この中小企業安定法という法律は議員提出の法律案になつておるが、私は現在の中小企業法の現状から見ると、この中小企業安定法は繊維を中心にして、一部の最近特に打撃を受けた業種を救うためにスタートをして、それに陶磁器その他があとから加つたというような、普通の中小企業の安定には、漸次そのほかの品目が加つて、大半これに網羅をしたというものがこの中小企業安定法の現実であります。率直に申せば、一部繊維業者の売れ行き不振と、いわゆる過剰生産をどうして切り抜けて行くかということがこの法律案の根拠になつておる。

だがこういう法律ができればならぬというところは、中小企業全般に対する政府の施策というものが大体その場主義の場当たりではないか。第一番に私は今般の行政機構改革で、中小企業庁は内局になることになつて、今参議院にまわつておりますが、内閣委員会では、大臣は中小企業庁の關係職員全部と打合せた結果、中小企業庁は内局に移管されて今後中小企業行政については何らの支障を生ずるものではない、そういう結果になつたという答弁を内閣委員会において私は承つたのであります。私は現在の中小企業法の現状からして、中小企業庁が内局になつても、中小企業行政については何ら支障を来さないというような考えを中小企業を担当しておられる中小企業庁の皆さんが大臣に申されたとは思われな

い。当通商産業委員会においては中小企業庁の内局移管絶対反対である。林野庁やその他の独立庁が内局になるのと、中小企業庁が内局になるのとは趣を異にしておるということを建前として、実は中小企業庁の内局移管反対の決議を当委員会は全会一致でいたしておるわけでありまして、このような大臣の見解について、少くも中小企業庁として、この中小企業法の廃止について、どのようなお考えであり、また中小企業庁が内局になつて将来中小企業行政の上に大きな支障はないのかどうかということをお伺ひしたいと思います。

○松尾(金)政府委員 中小企業行政の實際の運営については、中小企業庁として従来種々努力して参つたつもりでございますが、おそれる各方面からの御批判は、決して十分なものではなかつた、むしろ不十分なことだらけだといふおしかりを受けるだらうというところは私も十分覚悟いたしております。同時に、ただいまお話の現在の機構でそういう形であるのに、今後さらに縮小して大丈夫かという御質問のやうに伺うのであります。これらの点は、全体として行政機構の縮小という

大前提のわく内で私どもが考えて参つた次第である、こう御了承願ひたいと思ひます。

○今委員 そこで中小企業法の今後のあり方、その他の問題について質問したいのですが、時間の關係もありまして、私は一点だけ質問しておきます。少くとも中小企業法のあり方については、中小企業法のこの安定法律などをみるにつけても、中小企業関係の一番重要なポイントには、まず当面金融である。それについては現在の商工中金がわずかに大蔵省とあなたのとこの共管になつておるのにすぎない。国民金融公庫は大蔵省の所管、コマーシャル・ベースの興業銀行、あるいは信用金庫も大蔵省の所管である。こういう状態で、かんじんなためのこれらの中小企業者の今日の苦難に対して、金融一つをあつせんするにしても、みな所管が大蔵省である。こういうことで、あなたの方の金融あつせん努力は常に泡沫に帰しておる。私は松尾さんが振興部長のときからしばしば御連絡しておるのであるけれども、それはやはり中小企業行政のあり方の問題である。そこで、中小企業庁としては、このやうな中小企業に対する国家機関、半官半民、さらにはそれに引続いてコマーシャル・ベースに属するもの、あるいは協同組合、その他信用協同組合等の部門を一体将来内局になつてどのようにごあつせんをされるつもりであるか。さらにもう一つは今日重要な問題になつておるやみ金融、これについては、日本の今日の金融界をほとんどやみの王者として潤歩しておるのであるが、これが非常に高率な利子で、今日の中小企業の壊滅をさらに一歩早

めておる現状である。このやみ金融に對する中小企業法の考え方、並びに今の中小企業金融機関、差益評価に關する考え方、さらに中小企業法が内局になつて、これらの金融機関に對するあつせんその他が円滑に行くか考えるかどうかという点について、ひとつ御遠慮なく御意見を伺ひていただきたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 お答えいたします。やみ金融の問題につきましては、特に中小企業がやみ金融によつてはなだ益食をされ、またしぼられるやうな形になつております一面があります。とともに、また中小企業の当面の苦しい状態からやみ金融にやむを得ず依存しておるやうな両面の問題があると思ふのであります。これにつきましては、やみ金融そのものを、あらゆる手段を講じて、力をもつてこれの絶滅をはかるということだけでは問題の解決はなからう、むしろ中小企業法の金融全体についてもつと正攻法をもつて中小企業金融の苦境を打開して行くことの方法をあわせて考えて行かなければならないというふうな考えでおる次第であります。また金融のあつせんその他に關連いたしまして、今後中小企業法が内局となつて、はたして業務上さしつかえないかという御質問であると思ひますが、これらは現在の行政機構縮小の大前提のわくの中での考え方でございますから、たゞ内局になりまして、一層この点については、中小企業法の金融あつせんその他に努力を傾注して参りたいつもりであります。

○今委員 そこで今の中小企業法の金融の国家機関あるいは半官半民、コマー

「シヤル・ベース」の民間機関、あるいは信用協同組合等のこういった中小企業の機関が分立をしておりますが、それに対して中小企業庁で将来これらの問題を整理統合する、あるいは動産金融は、設備資金は、国家資金の投資は、このように、体系的な整理をされるような案があるかどうか。お考えがありましたら、御説明をお願いしたいと思います。

○松尾(金)政府委員 中小企業金融の問題については、御承知のように、中小企業はその業種態は非常に複雑多岐でございまして、そういう関係から、中小企業を主として対象とする金融機関もおそらく、言葉は過ぎるかもしれませんが、いわば自然発生的に各種各様の金融機関が創設されて参つたように私どもは考えております。従いましてこれを、あまり理論的にのみ走つて、強力な整理統合をするというような体系は、必ずしも中小企業金融のために得策であるかどうか。この辺はもう少し研究の余地がある問題ではないかと思つております。しかし現在の中小企業金融のための金融機関が、単に種類が多いだけで、金融機関としての役割を果し得るわけではありませぬ。やはりそこに十分なる資金源を政府としてもできるだけつけるようにし、また資金源をつける際になるべく金融の体系がはつきりして来るようにという片方に要請もありますので、この点については両方の観点から、あわせて研究をし、逐次実施して行かなければならない問題ではないかと考えております。

○今澄委員 今の中小企業庁の答弁はまことにおどなりであるが、一応私は

その程度にしておきましょう。そこでこの法案の提出者にお伺いをしなければならぬのであります。過ぐる二十四年一月の衆議院選挙において、自由党は公約として、少くとも中小企業対策に関する限りは、中小企業に関する国家機関、すなわち中小企業金融庫の設立は、これらの中小企業者に国家が金融のめんどうを見るであらう。その中小企業金融庫は、独自の中小企業金融機関として、その下にいろいろな中小企業金融機関を整理統合するのである。もう一つは、中小企業に対しては、弱体で非常に信用状態が弱いから、中小企業信用保険制度を確立して、中小企業に関する限りは、金融機関の危険を国家が保障するが、とき勢をとるという事は、選挙対策として堂々と時の自由党が天下に公表して、二十四年一月の選挙をやつたことは御承知の通りであります。しかるに今日再び解散が真近になろうとしておるのに、自由党並びに現在の中小企業庁の今の責任者の答弁から考えてみても、信用保険制度については形ばかりの中小企業信用保険制度ができたけれども、この利用率とその運用は御承知の通りである。国家的な中小企業金融機関というものは単なるから公約に終つて、何ら実現を見ておられない。しかも中小企業金融機関の整理統合は全然なされておらぬ。中小企業庁を内局に移管して、その行政指置を大きく縮小しようとしておる。ここに議員提出法案として自由党の皆さんがこの特定中小企業法の安定に関する臨時措置法案を出されるならば、なぜ選挙で公約したそれらの中小企業法の国家機関あるいは中小企業信用保険制度の完備拡充、さらに

は中小企業庁の内局移管を実現するといふようなことを放置して、この法律案だけを国会末期において出されたのであるかといふことを法案提出者に私は一言お伺いしておきたいのであります。

○南委員 お答えいたします。だんだんの今澄さんの御意見は一部ごもつとも私たちが拝承いたしました。私はこの特定中小企業法の安定に関する臨時措置法案におきまして、現在の中小企業中いづゆる特定の中小企業の本法案によつて指定せられるが、とき業種につきましては、何と申しましても独禁法なり事業者団体法の例外をつくつてやつて、それに一つの法的根拠を与えて、その苦境を打開せしめるのが、まず当面の最も重要な施策でなからうか、こういうふうな考えのために、この法案を提出したような次第なのであります。私はこの法案で中小企業対策が万全を期せられるという事は考えたこともありませんが、これも中小企業の現下の窮境を打開する一つの非常に効果的な方法でなからうかと思つて、本法案を提案したような次第であります。これに加えて中小企業等協同組合法による中小企業等協同組合の積極的活動並びにこの積極的活動をほんとうに内部から充足せしめて、金融各般の措置をなすことは、今澄さんの御意見のように、中小企業対策としては最も大事なことであり、またこれらの実現のためにはいづゆる超党派的努力しなければならぬものでなからうかと私たち考えております。

御承知の通り、日本はこの間独立したばかりでありまして、去る二十四年の総選挙におきまして、党といたしましていろいろと中小企業対策について考慮してありましたことについても、御承知の通りな占領治下におきましては、十分意に沿うようなすつきりとした施策ができなかつたことは、今澄さんもよく御承知の通りであります。中小企業対策につきましても、今後お互いにこれから最も力を入れるべき時期であります。今後におきまして、信用保険の七割五分を全額国庫補償にして持つて行き、二割五分を金融機関に補償して、しかも「シヤル・ベース」に乗せて、それが中小企業金融対策の一つのおもな柱になるというようにすることは私といえども考えております。この法律を改正いたしまして、漸次中小企業の本格的金融に関する施策にもいたしたいと考えております。しかしそれはこの法案提出の以外の理由でありまして、私一個の見解であります。今澄さん同様、中小企業対策につきましては十分に御協力申し上げて、中小企業の直面しております現下の窮境を打開して行きたいものと考えております。

○今澄委員 これで私は質問を終りますが、この特定中小企業法の安定に関する臨時措置法案については、まずわれわれ野党側としてはどうしてもこれには利子補給的な財政的考慮をめぐらして、たといこの法律案に明文がなくても、そういう具体的な援助をしななければ、この法律案は何ら救済の意味がないといふこと、それから企業整備的な設備の淘汰を行うような法案でありながら、新設を阻止することができないといふようなことでは、私はなといふ二箇年といえどもこの法案にはほんとうの面影点晴がないといふこと、これらの点についてはわれわれは、この法案についてこれが修正並びに附帯決議その他をもつてこの法案に筋を通したい。

なおもう一つは、こういうような法案が独立後の日本の国会に出る前に、私は先ほど申し述べた中小企業金融機関を整理統合する国家的な中小企業金融庫の確立並びに信用保険法の改正、その他ありとあらゆるまず先にしなければならないなかつた法律案が出ておらないといふところに法案提出者の反省を求め、なお中小企業庁を内局にするといふようなこと、どのような中小企業救済の法律案を出してみたら、そこで、これが行政を担当する役所が縮小されて、中小企業の今後の救済などは断じてあり得ない。私はこの法案の提出には一部の要望にこたへたことは認めるけれども、中小企業全体の対策からするならば、それは本末転倒した最も末端的な、応急的な措置であるといふことを申し述べて、ぜひ今後十分なる反省を望みたいと思つております。

○中村委員 阿左美君。

○阿左美委員 私は提案者の一員といひまして別段質問をする事柄もないのであります。ただ一言振興部長に確かめておきたいと在しますのは、第十五條に「調整組合は、左に掲げる事業を行うことができる。一、組合員が生産(製造又は加工をいう)をする指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限、組合員の事業(指定業種にかかるとの)の経営合理化に関する指導及びあつせん、次は組合員に対する生産調整及び経営の合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにする借入れ」こういう條項があり、また二十四條に連合会の事業として、「連合会

う考えで進んでおるわけでござい
す。
それから御指摘もありましたが、マ

レーではズングン鉱山が日本へ鉱石を出しておるわけでございます。あとでお話に出るかと思いますが、タマンガ山鉱山の開発につきましていろいろ／＼な話合いがございまして、まだ具体的にはなっておりませんが、大体概括して申し上げますと、東南アジアの鉱石に對しまする手当はただいま申し上げたような事情になつておるわけでございます。政府といたしましては御指摘のありました通りこれらの日本に近い土地でいい鉱石が多量にあるわけでございますから、資本、設備の投資、あるいは技術援助というような形でできるだけ開発をして日本に入るようにいたしたい、こういう考えでせつかく努力しておるといのが現況でございます。

○石原（純）政府委員　ただいま通産政務次官の方からいろいろお話がございましたが、外務省といたしましても大體通産省の基本政策に沿ひまして、その間外務省としての立場からできるだけ御協力、御援助したい、こういうつもりでおるわけでございます。御案内のごとく平和條約を初め、日華條約、日印條約等、すべて通商航海關係の條約もできるだけ早く結んで、これらの國々との通商經濟の再開を期待しておるわけでございます。アメリカとの通商條約はたゞいますでに検討を加えられまして、やがて本格的折衝に入ると思ひます。これに引続きまして、さらに講和のできた世界の各國との間に通商航海條約の商議に入ると思ひます。ことにインドあるいは東南アジア等の

国々とも交渉が始まると思ひます。インドネシア、フィリピンにつきましては、まだ平和条約の調印を見ておりませんので、こういう問題について公式の話し合いは困難でございますが、先ほど通産政務次官からお話になりましたような点につきましては、できるだけ協力をいたしたいと思つております。また当然あとでお話が出ることは思ひますが、マレーに行きます調査団というか、この入国許可申請の問題につきましても、ただいま英米大使館等とせつかく折衝中でございます。まだ最後の決定を見ておりませんが、できるだけ努力をいたしたいと考えております。

○小金委員 大体お答えはその程度だろうと想像しておりましたが、かつて、戦争前あるいは支那事変といわれたころに、鉄鋼の需要はますます盛んになつて来る。世界各國あげて軍備の拡張その他鉄の需要がふえて来る。どうしても日本は五箇年計画か何箇年計画を立てて鉄鋼の増産をしなければならぬといふときにぶつかりまして、原料をどうするかという問題がやはり一番の悩みでありました。この原料を確保する場合においては、鉄鋼であるならば、品位、すなわちパーセント、それから値段、もう一つは運賃、これは高からうが安からうが、航海日数といふことが相当大事なファクターになるのであります。いくら安くとも日数が非常にかかつては困る、結局高いものにつく。大量の鉄石、あるいは原料炭を早く運ぶということが非常に大事であります。運賃と品位と、原料炭で申し上げればカロリーと粘結度といったものが入るのでありますが、これ

と航海日数、これが結びつきのいかんによつては非常な変化をなすものであります。こういう点をお考えくださいまして、通産省あるいは外務省の非常に強力な立案並びに実現を私どもは期待するものであります。今外務政務次官の石原さんからお話になりましたが、フィリピンとかインドネシアにはまだ平和条約の調印ができてない。けれどもこれはもう常識的に見て戦争状態は打切られておるのでありますから、何とか平和条約あるいは通商航海条約ができれば、ほんとうの意味の兩國間の国交の調整、あるいは和解、信頼といふような意味から御努力願ひたいと思ひます。さらにマレー半島に至つては、日本の歴史的な原料供給地でありまして、かつては石原産業を初めとしてたくさん日本の業者がそこで鉄鉱山の開発に當つた、またボーキサイトの採掘並びに輸出をしておつた、こういう関係のあつた土地でもありますから、イギリスとの間にはりつばな平和条約ができたのでありますから、何とかこれは具体的な方法を講じてもらふ。たとえばズングンなズングンの会社が独占するような状態ができては困るのであります。双方とも困る状態でありまして、マレー半島の國民からいへば、石ころを日本に売つてお金を得るのでありますから、いろいろ有利な條件が見えれると思ひます。まあまたフィリピンでは今おあげになつたばかりにスリガオとか大きな鉄鉱山もあるし、さらに私

の考えでは揚子江沿岸の鉄鉱石とか、あるいは北支那方面の原料炭といふような問題もありますが、具体的にいろいろこまかい一つ一つの鉄山について

は今政務次官にお尋ねをいたしましたし、無理にお答えをしようとするものになるのでやめておきますけれども、目をアジア及び東南アジア方面に十分向けられまして、原料の供給と製品の供給といふようなところで経済関係を密接にすれば、おのずからここにアジアにおける経済上の安定、従つて思想的安定も得られるのではないかと、私はこういうふうにお考へておるのであります。同僚からの御質問があるもので、この程度で私は一応打切つておきます。

○中村委員長代理 小川平二君。

○小川平二委員 私は小金委員の質問に関連をいたしまして、一つの特珠な問題についてお尋ねをいたしたい。これは特珠な問題でありますけれども、これから先いよいよ東南アジアの開発計画がだん／＼レールに乗つて進捗して行く途上、こういう同様の事例があるいは次々として出て来るものと憂慮にたえないことであると考へますので、いささかお尋ねをいたしたいのであります。

最近新聞等にも報道されておりますが、銅管製業とアメリカのメタル・エクスポート・インコーポレーテッド会社とが提携して、この兩者の間にマレーのケランタン州のタマングアン鉄山を開発する計画ができた。すでに正式に契約書もでき上つており、開発の具体的な計画もでき上つておるということをお聞かしてあります。そこでこの計画が実施に移されたと、これは言うまでもなく相当なドルの節約になる。年間五十万ドルの計画だそうでありまして、これが実現する場合には大

体一千万ドル程度のドルが節約される、あるいはまた運賃の点においても非常に安くなる。アメリカから持つて来ます場合には、バンクーバー渡し、あるいはサンフランシスコ渡しで十ドルとか十ドル五十セントといった運賃であります。タマングアンから持つて来ます場合には大体六ドル見当で運んで来られる。コストの点においても、見通しとしてはCIF十二ドル程度で入手が可能である。アメリカから十九ドルあるいは十九ドル五十セントという高いものを持つて来る場合に対比して、これは非常に有利な計画になつて来ると思ふのであります。さらにまた船にいたしまして、この場合はロイド規格でなくともいいために、運賃をさらに節約し得る可能性があると、こういうふうなさまざまな利点を持つところから、この計画の成行が各方面から非常に期待を持たれておる。ところが聞いておるのではありません。ところがこの計画を実施に移して行く前段として、どうしてもアメリカ側並びに日本側から一定の人数の調査団を派遣しなければならぬということ、先方の当局と折衝を重ねておるが、今に至るも入国の許可が出ない。この間通産省並びに外務省方面に對しては、今日業界から再三陳情をしていますが、今日に至るも一向にちがひがつかない。こういうことが関係各方面から非常に憂慮されておる。聞いておるのではありません。そこでまず通産省に伺いたいのですが、かような事実を知つておられるかどうか、またこれに對して今日までいかなる措置をとられたか、それらの点について伺いたいのであります。

○本間政府委員 お答え申し上げます。まずタマングアン鉄山は日本と非常に縁故が深いのでありまして、御承知と思いますが、戦前銅管製業の前身であります南洋鉄鋼株式会社が開発に當つておりました。昭和十二年度には五万トン、日本に最初に運んで参つたのであります。昭和十五年度には二十三万トンくらい日本へ積み出してはいるわけでありまして、お話のようにアメリカ系のメタル・エクスポート社の方から全面的な開発の契約の申込みがありまして、この話が具体化しているわけでございます。大体の開発計画の構想を申し上げます。年間五十万トンの生産を目当として、所要資金約十億圓くらいと思ひますが、設備資材は全部日本側より持つて参りまして、それを鉄石の代金によつて償却するといふ開発計画であります。さらに銅管製業と日本の製鉄三社の間に具体的な話し合いがいつておるわけでございます。そういう状態でありまして、ぜひ調査団を出して現地の事情を調査するとともに、いろいろ具体的な話をしてほしいという考へで、外務省の方と協力をしていまして手続をいたしたわけでありまして、マレー政府の方から治安上の理由で許可がおりなかつたわけでございます。従つて私もいたしたわけでありまして、非常に縁故の深い所でありまして、また鉄石そのものも非常によく、大体六ドルくらい持つて来れるのじやないかといふような有望な所でもありますので、この計画をできるだけ実施に移して参りたいという熱意を持つておるわけでありまして、先ほど申し上げたように、マレーの方の治安上の理由によつて調査団がまだ行けずにいるわけでありまして、何とか

して調査団を派遣したい、そのために外務省ともできるだけの協力をいたしたい、こういう考えを持つてゐるわけでありませう。

○小川(平)委員 外務省からも御意見を伺いたい。

○石原(幹)政府委員 ただいま本間次官から大体のお話はあつたのでありますが、調査団の入国の問題に關しまして、たしか二箇月半くらい前だつたと思ひますが、英國大使館を通じてビザの申請をしたのでありますが、マレー當局から治安の理由で拒否して來ておるのであります。その際英國大使館の方からも外務省に對しまして、理由は治安不良ということからである、決して日本の開港を阻止するということからではないといふことを特にわざわざ申し出て來ておるのであります。その後さらに一箇月ほど前に再び外務省から英國大使館に本件につきまして交渉したのでありますが、やはり同様の回答でございまして、ただいまのところ水かけ論みたいな形になつておるわけでございます。しかしながらこれは通商省でも熱願されており、われわれといたしましては、産業開発のためにはぜひともやりたいと思ひますので、今後とも折衝を續けて行きたいつもりでございます。

○小川(平)委員 東南アジアの地下資源の開発はどういう意味を持つておるか、これについては先ほどの小金委員の質疑、これに對する政府側の御答弁を通じてきわめて明らかになつておることであると思ふのであります。そこでその途上に横たわるこういう障害を除去するためには、よほどの熱意を持つて事に當つていただく必要があるの

じやないか。この問題が發生してから、すでに相當の月日が経過しておるやうに聞いておるのでありますが、この間もや在りなしく時を過して來られたものと思ひませぬけれども、願わくはもう一層の熱意を持つて、何とかこの障害を打開するように努力をしていただきたといふことは考へておるのであります。今治安云々といふお言葉でありましたけれども、最近現地に渡航して歸つて來た人の報告、そのほかあらゆる情報を通じて見ますると、治安が悪いどころか、むしろ非常によい。ことに日本人がやつて來て、開港をしてくれるといふことに對しては、非常にこれを歓迎したい、こういう氣持を持つておるといふやうに聞いておるのであります。はたしてしからば、治安の關係で入国が許可できないといふイギリス側の言ひ分は、何ら根拠のないものであるといわなければならぬ。こういうふうには考へるのではありません。思うにイギリス政府の真意が那邊にあるかといふことは、想像にかたくないところであるかもしれませぬけれども、しかし東南アジアの經濟復興に協力をして行くといふことは、講和條約が締結されて、この條約の締結に伴う、いわば日本の經濟がどうしても進んで行かなければならぬ必然のコースである。日本の經濟のたゞ一つの出路である、こういうふうな言つても過言ではないと思ふのであります。イギリス政府といふことも、も

う考へておるのであります。こういう意味におきまして、今後なお一層の御努力をお願いしたい。鉱業權にも期限がついておるのであります、聞くところによれば、本年の暮れとかには消滅をしましうといふふうにも聞いておりますので、かような意味で、何とかこの際この障害を打開していただきたと思ふのであります。聞くところによりますと、最近イギリスの東南アジア駐在の總弁務官が日本に來ておるといふやうなことを聞いておりますが、その事實はありませぬですか。

○石原(幹)政府委員 來ることにはなつておるやうであります、まだ到着してないと思ひます。

○小川(平)委員 この總弁務官——マクドナルドといふ人だそうですが、このマクドナルド氏にあつても關係者から再三交渉してゐる。最近では長文の陳情書を送りましたところが、秘書のところから、今マレーにおらないから、歸つて來たならば、陳情の御趣旨をただちに伝えようといふ返事が來たやうに聞いておるのであります。もしそうだとしますならば、今の御答弁によりますと、最近本人が日本に來るやうでありますので、その機会を逸せず、願わくは強硬に交渉をして、この問題をぜひとも打開していただきた、こういうふうな考へるのであります。この問題については日本側だけではなしに、アメリカ側でも非常な熱意を持つて再三マレーに人を派して交渉をしてゐる。中には例の戦犯裁判の弁護人であつたローガン氏等もマレーに渡つて極力折衝を續けておる由であります。何としてもこの機会に問題を一歩でも進展させたいといふ、これは熱望

いたしておるわけでありませう。そこで今申し上げましたマクドナルド氏も遠からず日本に來るのではありませんか、強硬に折衝をされて、その結果等につきましても、次の機会に本委員會でまたあらためてお尋ねをいたしたいと思ひますので、その機会にぜひとも御報告をお願いしたいと思います。

○小金委員 私は日本の鉄鋼業を取上げる以上は、どうしても今私ども小川君とともにお尋ねいたしました東南アジア地域を眼目にしたいのであります。これが並行して、支那大陸の資源を考慮に入れざるを得ないのであります。ところが、これは今聞きただすべき時期であるかどうかといふことは相當考慮を要するのでありますが、しかしながら岡崎外務大臣が外務委員會において説明されたといふことを聞いておりますが、日本では民主國家群の先頭に立つて、バトル法で禁止しておる品目以上の品目を中國に出さない方がよいのだといふことを強調されたといふことを私は新聞で承知したのであります。これは日本の大きな立場からどういふ見解が立つかわかりませぬけれども、わが國の製鉄業を中心にして考へますと、はかに使ひ道のないと一応断定される粘結度の高い北支方面の粘結炭、また北支方面の鉄鉱石、あるいは揚子江沿岸の鉄鉱石、これらをどうしても考慮に入れなければならぬ。ところが國交上の大きな立場からこれらの輸入原料を獲得するわけに行かないといふことになつた場合には、どうしても東南アジアの鉄鋼原料を中心として日本の製鉄計画を進めて行かなければならぬ。御案内の通りに、日本は最近一、二年間の鉄鋼生産高から見

ましても、世界の二流國には入つております。そうなるとうちもまだ國際關係を規律する通商航海條約ができていない、あるいはいろいろなとりきめが進んでいないといふ外交上の問題と、わが國の切迫した經濟上の問題とがこゝでかち合つておるわけでありませう。今小川君の言われたケラランタン州のタマングアン山の鉄鉱山にいたしまして、支那大陸から原鉱石が出ないといふ場合にはどうしても放置できない問題である。同時に軍部あるいは軍部の經營する会社が單獨で日本にマレー半島の優良鉄石を入れるといふことになりますと、これは立場が非常に悪くなる。これは何もうに損をさせる。あるいは向うをたたくといふ意味ではありませぬが、旧來の因縁あるいは旧來からの關係と、日本の製鉄業の構成状態から見まして、どうしてもこれははつておくわけに行かない。ユタの鉄石だけでは、あるいはアメリカの鉄石だけでは日本の鉄鋼業は成り立たない。アメリカは日本に獨立を認めるためには非常に努力しております。これは日本の經濟自立が可能なりと判定をしたから平和條約の奔走までされたわけでありませう。そこで日本が平和條約を締結したアメリカに對して、友好國としてどういふことをお願いしたらよいかわけであります。ただアメリカとイギリスとは經濟上も、また外交の方針も東南アジアについてはまつたく違ふのであります。その間に処してずいぶんお骨は折れることと思ひますけれども、日本の基礎産業の生きる道から考へますと、これはどうしてもはつておけない問題である。ことに外國におい

て外国人がリースといいますが、許可権といいますが、そういうものを持つてゐるのに日本が参加して行くような状態、きわめて弱い立場にあります。これはここで私が申し上げるまでもなく、一応は御了承だと思ひますけれども、切實な日本の基礎産業の要求としてお取上げを願ひたいのであります。この点について私は外務当局の再確認といひますか、さらに十分御認識あるといふことの御説明を得たいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは先ほどもちよつと申し上げたのであります。場からいたしまして、東南アジアとの提携といひますか、開発に協力をいたしまして、日本の産業の興隆をはかるといふことは、これはもうたゞいまとして当然行くべき道であらうと思ひます。そこで先ほどからお話のありました鉄鉱資源の開発その他の問題につきましても、外務当局としてできるだけ努力をいたしまして今後進みたいと思ひます。

それからフィリピン、インドネシアとまだ條約が結ばれないから漫然日を送つておるといふふうにお考えいだくとこれは非常に誤解でありまして、御承知のごとくインドネシアに対してはすでに貿易交渉の協定のためにたゞいま使節団が参つております。平和條約あるいは通商航海條約がなくともでき得る可能な範圍においてこれらの調査なり、あるいは取引等の問題について協力をしたいという気持は申し上げるまでもないところであります。

○小川(平)委員 一言ちよつと補足を申し上げますが、本月の十二日付の日

本タイムスを見ますと、ロイターであります、シンガポールでイミグレーション・デパートメントがこれから先日本人の入国に対する制限を緩和する、こういうふうにとれる意味の声明をしたという記事が載つております。もしそういう機運が実際に動き出して来るとすれば、この時期こそ何とか強く折衝して、解決をして行くのによいチャンスではないかと思ひます。もちろん外務省等においても十分な情報をお持ちのことだと思ひますが、御参考のために申し上げます。

○石原(幹)政府委員 十分参考にして協力したいと思ひます。

それから先ほどのマレー入国の問題であります。これはかつて向うにありました人たちの通信では、治安関係はそれほど悪いわけではないといふことは言つて来ておるのであります。しかし向うの英國大使館等の話ではマレー領内にたゞいま相当治安を乱す分子の掃蕩等が行われておるようございまして、そういう事情から治安関係も不良だといふことを言つて来ておるようであります。ちよつと水かけ論のような形になつておるのであります。本日承りましたようないろいろなお話をさらに資料として今後一層の努力をいたしたいと思ひます。

○小金委員 東南アジアあるいは中国との貿易問題について、関連してちよつと伺いたないのであります。きようは公報が鉄鋼政策といふことに限定してありますので、私はその点はきようはやめまして、鉄の問題についてさうですが、お答えを願ひたいのであります。インドから原鉱石や原料炭を持つて来ることはしばしば「われわれ」話にも聞いております。また承知いたしておるのであります。先般来高崎達之助君が中心になつて、日印合併の製鉄業をどうするかといふようなことが出ておりました。それについて今日まで当局が承知しておられる範圍のことを、骨子だけをここで御説明願ひたいと思ひます。

○重澤政府委員 今日までの大體の経過をお答え申上げたいと思ひます。高崎さんがインド中央政府の側と話を始められまして、インド政府といたしましてはインドの国内における鉄鋼需給の關係から特に鉄鉄の不足を政府として緩和したいといふこのインド国内における鉄鉄の需給の緩和につきましまして、御承知のようにあそこにタタ鉄鉄会社あるいはインド鉄鋼会社といふような私企業の会社です。鉄鉄をつくつておるところがあるのではありません。現在のインド政府といたしましては、私企業による会社の増産計画よりはみずから進んで申しますか、政府の事業として鉄鉄の生産を助長して行きたいという意向が強いのであります。そこで政府みずから事業をするにつきまして、インドとしましてはそれに必要な技術なりあるいは資金に不足をしておるのであります。これを海外との提携に求めたいという際に、友好国と申しますか、友好を相当強く感じておる日本の技術並びに資金の導入にまつてその計画を達成したいというインド政府の大體の意向によつて高崎さんとの間に話を進められ、かつ相當具體的に、と申しますのは、まず高崎をつくる。高崎も一基か二基といふところまではつきりと言つておりません。

が、千トンないし千二百トンくらいの高崎をつくりたいといふことで話が進んだのであります。ただこれのために、日本から資金を出すにつきましては、国内の製鉄業界の意向というものがやはり重要な結論を与えて来ることになりまして、高崎さんとされましては国内製鉄業、特に富士、八幡、鋼管の高崎三社の現在の社長にもそれ／＼お話になりまして、内容をひろうされたのであります。国内製鉄業者といひましては鉄鉄のインドにおける需給といふものに寄与するといふこと以外に、さらに日本の高崎メーカーとして向うから鉄鉄石をほしいという希望も出ておりました。高崎さんはそういう意味から、インド政府の希望いたしますインド国内における鉄鉄の需給の緩和、従つてそこに投じます設備並びに資金の見返りとして、若干の鉄鉄を持つて来るといふことのほかに、国内の高崎メーカーの要求希望であります。インドの鉄鉄石の増産というものを兼ね備えた一つの開発計画を提唱されまして、これをインド側に伝えられておるのであります。この案をインド政府側において現在検討しておると思ひます。通産省といたしましては、大臣その他いろいろ協議いたしまして、一応インド政府側とのネゴシエーションには応じようという態度を決定いたしておるようなわけでありまして、インド政府側から日本に参ります使節団の来朝を待つておるような状況になつておるわけでありまして、概略の御説明を申し上げました。

○小金委員 かつて昭和七、八年ごろだつたと思ひますが、今重澤さんの御指摘になつたタタの鉄鉄が日本に入つて来た。そのとき日本では、満洲に昭和製鉄所をつくつて、ここで相當大規模な鉄鉄及び鋼材の製造をしうといふ際だつたので、タタの鉄鉄に対しては關稅問題が非常にやかましくなつた。私は今日インドのあの豊富な鉄鉄石と原料炭とで製鉄事業をさらに拡張しようといふ計画が起るのには當然だと思ひます。その場合に将来についていろいろなことが想像されるのであります。鉄は御承知のように戦争だとかあるいは軍備とかいふ方面に非常に多量に使われまして、今日非常な勢いで生活の向上文化の発展に伴つて鉄の需要量はふえております。だが世界の各國が今日つくつておる鉄が、軍備の制限だとかあるいは戦争がまつたくなつたといふことを予想すると、これは非常に行き過ぎた考へでありまして、うが、たとへば軍備の拡張あるいは戦争といふような、鉄を大量使用する事態がなくなる、あるいは我々といふようなことを仮定すると、世界で一億六千万トンの鉄を生産しておるといふ際に長い将来を見越すことはこれは無理だと思ひますが、一体原鉱石あるいは石炭のような日本に少く原料を持つて来るといふことだけで安心ができるかどうか。今のところインドでは、新たな計画から当分の間鉄鉄の不足は強ひだろ、こういう見通しであります。この鉄鉄が日本に入つて来た場合、あるいはこれをスクラップのかわりに使へばけつこうであります。そういうようなことをいろいろ考へ合せまして、ただ日本の資金とか技術だけでインドに相當大規模な製鉄事業を起すといふことについては、ネゴシエーションはけつこうであります。よほど私は細心

に近い将来にわたつての事態の検討を要するのではないかと思います。たとえば原料鉱石あるいは原料炭だけの輸入でよろしいか、できた鉄鉄の半分とかあるいは三分の一とかを日本がコントロールできる状態にしておかなければならないのではないかなど、いろいろな状態が考えられるのであります。が、そういうような点について向うが政府であるならば、こちら民間に放置するわけに行かない。おそらく政府は最小限度においてオブザーヴァーとして加わらなければならないと思ひますが、それらの点について十分な用意と方策を必要とするのではないかと考へるのであります。この点について本間政務次官の御所見を伺いたないのであります。

○本間政務委員 御指摘のありました点は当然考慮をいたさなければならぬ点だと私も考へてはいるわけでございます。従ひましていただいた話が具体化したしまして、かりにインドの鉄鉄の不足を補うばかりでなく、その鉄鉄を日本に持つて来るというような場合には、十分考へなければならぬと私は考へております。ただこちらへ持つて参りまして、輸出用に出します場合の採算がとれるかどうかというような点も当然検討いたさなければならぬと思ひますが、この話合いが将来どういうふうになりますか、今明確な見通しは申し上げられないわけでありすが、当然そういう段階になれば、政府の方も日本の将来の鉄鋼生産あるいは鉄鋼の輸出の問題と密接不可分の関係として取上げて参らなければならぬと考へております。

○小金委員 インドの鉄鉱石、石炭あ

るいはインドにおける製鉄事業の計画等について高橋君が相当あつせんされている。高橋君みずからは鉄鉄メーカーでも何でもないのであるが、その方面では非常な経験者でもあるし、また知識を持つておられますので、十分政府とは打合せをされたいと思ひますので、その点に対しては心配いたしておりませんが、相当この問題は日本にとつてもことに製鉄事業にとつては画期的な問題になりますので、朝野をあげてよく慎重御審議、お打合せをなされることを切望いたしまして、私の質問は打ち切ります。

○中村委員長代理 ほかに御質問はありませんか——なければ本日はこの程度にいたし、明日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行